

千葉市立海浜病院業務負担軽減検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 千葉市立海浜病院において、急性期医療等の適切な提供に向けた医師等の負担の大きな医療従事者の負担軽減を目的として、千葉市立海浜病院業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、医療従事者の負担軽減にかかる企画、調査及び基本的計画の立案並びに総合調整を行う。

(組 織)

第2条 委員会の委員長は院長とする。

2 副委員長は事務長とする。

3 委員の構成は、管理者会議（拡大会議の参加者を除く）のメンバーとする。

(会 議)

第4条 委員会は、管理者会議の後、必要に応じて適宜開催する。ただし、年2回以上開催しなければならない。

2 議事進行は副委員長とし、副委員長に事故あるときは、委員長から指名された者が代理する。

3 委員長は必要あるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において総理する。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日より施行する。